

○ 電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）新旧対照表

（下線部は変更箇所を示す。）

改正案	現 行
<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第 1 6 条に示す電気通信番号の指定に適用する。</p> <p>需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 番号規則第 9 条第 1 項第 3 号^{注 1}</u></p> <p><u>(1) 需要の見込み = (使用している電気通信番号の数 + 需要の増加見込み) ÷ 使用率</u></p> <p><u>需要の増加見込み = 直近 3 ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数 ÷ 3 ヶ月 × 1 3 ヶ月 × 増加係数</u></p> <p><u>増加係数^{注 2} = (前月の加入者と契約している番号の数 - 前々月の加入者と契約している番号の数) ÷ (前々月の加入者と契約している番号の数 - 3 ヶ月前の加入者と契約している番号の</u></p>	<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第 1 6 条に示す電気通信番号の指定に適用する。</p> <p>需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 （略）</p>

数)

使用率 = 0.9

(2) 新たに必要な電気通信番号の数 = (需要の見込み - 指定済み電
気通信番号の数 × 10万) ÷ 1
0万

注1 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信
事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、70%以
上のものを使用している場合に限り行うものとする。

注2 増加係数が1未満の場合には1を、3を超える場合には3を
適用する。ただし、「前々月の加入者と契約している番号の数 -
3ヶ月前の加入者と契約している番号の数」が0の場合には1
を適用する。

3 (略)

2 (略)